

特定非営利活動法人森のようちえん全国ネットワーク連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、特定非営利活動法人森のようちえん全国ネットワーク連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都狛江市岩戸北四丁目17番11号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、森のようちえんの諸活動を通して、子どもの権利の保障・自然環境の活用・保全を推進し、未来を見据えた持続可能な社会をめざし、子育て、保育、乳児・幼少期の教育に寄与するとともに森のようちえん団体の社会的地位の向上と支援を目的とする

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1、社会教育の推進を図る活動
- 2、まちづくりの推進を図る活動
- 3、農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 4、環境の保全を図る活動
- 5、地域安全活動
- 6、人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 7、国際協力の活動
- 8、子どもの健全育成を図る活動
- 9、前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

1. 国内外の森のようちえん等に関する普及啓発事業
2. 国内外の森のようちえん等に関するネットワークの構築事業
3. 森のようちえん等の指導者養成事業
4. 森のようちえん等の安全講習・認証登録事業
5. 森のようちえん等の調査研究事業
6. 森のようちえん等の保育に関わる事業

7. その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の³種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人(総会において議決権を有する)
- (2)一般会員 この法人の目的に賛同し、この法人が行う事業に参加する個人及び団体(総会において議決権を有しない)
- (3)賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体(総会において議決権を有しない)

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の二分の一以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2名以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、法第18条に規定する職務を行う。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任または解任

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 法第 18 条第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びに変更
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 長期借入金

(6) 事務局の組織及び運営

(7) その他この法人の運営に関する重要事項、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計

算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 内田 幸一

副理事長 佐々木 豊志

理事 藁谷 久雄

同 上田 融

小菅 江美

小林 直美

小林 成親

佐藤 有里

田中 誉人

野澤 俊索

柳 直子 (野村 直子)

横田 聖美 (田村 聖美)

沼倉 幸子

関山 隆一

監事 中能 孝則

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

団体正会員

(1) 入会金

正会員 1,000 円

一般会員 個人 1,000 円 団体 1,000 円

賛助会員 個人 10,000 円 団体 10,000 円

(2) 年会費

正会員 10,000 円

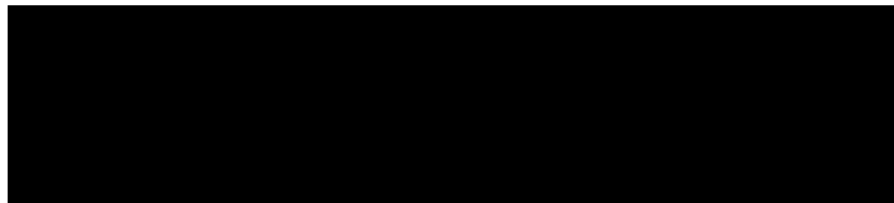
一般会員 個人 3,000 円 団体 5,000 円

賛助会員 個人 1口 10,000 円 (1口以上)

団体 1口 20,000 円 (1口以上)

7 この定款は令和3年5月29日から施行する。

この定款の変更は令和 年 月 日から施行する。



2023年度

事業計画書

特定非営利活動法人 森のようちえん全国ネットワーク連盟

1 事業実施の方針

「森のようちえん」の特質を活かした幼児教育、幼児の育ちの場を広め、それを担う事業者や大人たちの育成を全国の仲間たちとともに実施していく。各地の森のようちえん関係者のネットワーク化を促進させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 13,288 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
森のようちえん のようちえん事業	森のようちえん全国交流フォーラム 手袋	2023年11 月9日～15 日	大阪 岬自 然の家	50名	800名	800	1,400
国内外の森のようちえん等に関する普及・啓発事業	森のようちえん普及啓発イベント	2023年11月23日(祝木) 他	沖縄県よみたん自然学校他	10名	300名	300名	2,000
森のようちえん等の指導者養成・ 認定登録 事業	森のようちえんの指導者を目指す人、保育士、幼稚園教諭を対象に指導者養成講座実施	2023年12月2日(土)3日(日)	オリンピックセンター 他	10名	150	150名	793
森のようちえん等の安全講習・認定登録事業	森のようちえん団体の指導者、保育士、幼稚園教諭を対象に安全講習の実施	2023年8月27日(日) 他	京都宇多野ユースホステル他	5名	150名	150名	1,100
国内外の森のようちえん等に関するネットワークの構築事業	地域ネットワークミーティング	2023年10日(火) 他	愛知県レンタルルームいよてつ大手町駅他	5名	80名	80名	200
森のようちえん等の調査研究事業	調査研究子どもと環境研究会	2023年8月上旬 他	めーふるキッズ(横浜市)他	3名	30名	30名	200
森のようちえん等の保育に関わる事業	森のようちえんオンラインかたりば	2023年5月19日他	オンライン	5名	80名	80名	792

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

2024年度

事業計画書

特定非営利活動法人 森のようちえん全国ネットワーク連盟

1 事業実施の方針

「森のようちえん」の特質を活かした幼児教育、幼児の育ちの場を広め、それを担う事業者や大人たちの育成を全国の仲間たちとともに実施していく。各地の森のようちえん関係者のネットワーク化を促進させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 13,521 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
森のようちえん フォーラム事業	森のようちえん全国交流フォーラムin埼玉	2024年11月21日-4日	埼玉県秩父地域	50名	300名	300	1,400
国内外の森のようちえん等に関する普及・啓発事業	森のようちえん普及啓発イベント	2024年11月頃 他	東京都川崎市四ツ田緑地他	10名	300名	300名	1,000
森のようちえん等の指導者養成・認定登録事業	森のようちえんの指導者を目標とする人、保育士、幼稚園教諭を対象に指導者養成講座実施	2024年12月頃 他	オリンピックセンター 他	10名	150	150名	1,996
森のようちえん等の安全講習・認定登録事業	森のようちえん団体の指導者、保育士、幼稚園教諭を対象に安全講習の実施	2024年8月頃 他	京都宇多野ユースホステル 他	5名	150名	150名	1,100
国内外の森のようちえん等に関するネットワークの構築事業	地域ネットワークミーティング	2024年10月頃 他	愛知県レンタルルームいよてつ大手町駅 他	5名	80名	80名	200
森のようちえん等の調査研究事業	調査研究 子どもと環境研究会	2024年8月上旬頃 他	めーぶるキッズ(横浜市) 他	3名	30名	30名	200
森のようちえん等の保育に関わる事業	森のようちえんオンラインかたりば	2024年5月頃 他	オンライン	5名	80名	80名	792

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

2023年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 森のようちえん全国
ネットワーク運営

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			1,821,000
正会員受取会費		1,821,000	
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			1,500,000
受取寄附金		1,500,000	
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			4,000,000
受取補助金		4,000,000	
4 事業収益			5,525,000
事業収益		5,225,000	
事業収益		300,000	
5 その他の収益			10
受取利息		10	
経常収益計			12,846,010
(B) 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			
給料手当		0	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			8,925,000
会議費		200,000	
旅費交通費		2,500,000	
諸謝金		2,000,000	
業務委託費		2,500,000	
広告宣伝費		325,000	
全国フォーラム補助		1,400,000	
雑費		0	
事業費計			8,925,000
2 管理費			1,430,000
(1) 人件費			
役員報酬		0	
給料手当		1,430,000	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			2,863,000
消耗品費		100,000	
会場費		200,000	
広告宣伝費		763,000	
地代家賃		240,000	
旅費交通費		1,000,000	
業務委託費		560,000	
管理費計			4,293,000
経常費用計			13,218,000
当期経常増減額 (A) - (B) ... ①			-371,990
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			0
災害損失			0
過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ... ③			-371,990
法人税、住民税及び事業税 ... ④		70,000	70,000
前期繰越正味財産額 ... ⑤		7,893,834	7,893,834
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			7,451,844

2024年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 森のようちえん全国
ネットワーク連盟

(単位:円)

科 目	金 額	小計・合計
(A) 経常収益		
1 受取会費		2,531,000
正会員受取会費	2,531,000	
賛助会員受取会費		
2 受取寄附金		1,500,000
受取寄附金	1,500,000	
施設等受人評価益		
3 受取助成金等		4,000,000
受取補助金	4,000,000	
4 事業収益		5,525,000
事業収益	5,225,000	
事業収益	300,000	
5 その他の収益		10
受取利息	10	
経常収益計		13,556,010
(B) 経常費用		
1 事業費		0
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		9,128,000
会議費	200,000	
旅費交通費	2,500,000	
諸謝金	2,203,000	
業務委託費	2,500,000	
広告宣伝費	325,000	
全国フォーラム補助	1,400,000	
雑費	0	
事業費計		9,128,000
2 管理費		1,430,000
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	1,430,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		2,893,000
消耗品費	100,000	
会場費	130,000	
広告宣伝費	733,000	
地代家賃	240,000	
旅費交通費	1,130,000	
業務委託費	560,000	
管理費計		4,323,000
経常費用計		13,451,000
当期経常増減額 【A】-【B】・・・①		105,010
(C) 経常外収益		
固定資産売却益		0
過年度損益修正益		0
経常外収益計		0
(D) 経常外費用		
固定資産売却損		0
災害損失		0
過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期経常外増減額 【C】-【D】・・・②		0
繰引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③		105,010
法人税、住民税及び事業税・・・④	70,000	70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤	7,928,844	7,928,844
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		7,963,854